

まいばら市 農業委員会だより



食育活動

新農業委員臨時総会

令和3年(2021年)3月

第21号

発行編集 米原市農業委員会
(米原市春照490番地1)
TEL 0749-58-2226
FAX 0749-58-1197

令和2年度の主な活動

※毎月開催(10日前後)の米原市農業委員会総会で農地転用等の審議

※毎月開催(19日前後)の滋賀県農業会議総会で30アール超の農地転用等の審議

5月28日 滋賀県女性農業者交流会(近江八幡市)

6月2日 芋苗植付け(箕浦地先)

6月19日 滋賀県農業会議通常総会(大津市)

7月16日 農地利用最適化推進委員総会(いぶき菓草の里文化センター)

7月21日 新農業委員臨時総会(山東公民館)

7月22日 新農地利用最適化推進委員臨時総会(山東公民館)

7月22日 新農地利用最適化推進委員臨時総会(山東公民館)

7月22日 農業者年金加入促進特別研修会(栗東市)

8月4日 滋賀県都市農業委員会連絡協議会(栗東市)

8月19日 滋賀県農業会議臨時総会(大津市)

8月24日 都市農業委員会連絡協議会会長会(彦根市)

9月7日 農地部会(近江公民館)

9月29日 農地部会(近江公民館)

10月14日 食育活動・芋収穫応援(かなん認定こども園)

10月20日 食育活動・芋収穫応援(おうみ認定こども園)

10月23日 最適化推進部会(近江公民館)

10月29日 米原市農業施策に関する意見書提出(米原庁舎)

11月13日 食育活動・焼き芋応援(おうみ認定こども園)

12月11日 統括部会(伊吹庁舎)

12月24日 統括部会(伊吹庁舎)

1月18日 最適化推進部会(伊吹庁舎)

1月27日 統括部会(伊吹庁舎)

2月3日 農地部会(伊吹庁舎)

2月10日 統括部会(伊吹庁舎)

2月10日 統括部会(伊吹庁舎)



米原市農業施策に関する意見書を市長に提出

米原市農業委員会は、令和2年10月29日に農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の提案等について、意見書を提出しました。

1 農業に従事している組織および個人への支援

- ・経営状況が厳しい営農組合への支援と小規模兼業農家への農業機械購入の補助

2 米の適正需給の確保

- ・令和元年産米の在庫の影響による米価下落に対する農家への経営支援と適正需給の対応

3 耕作放棄地の発生防止と解消対策

- ・担い手への農地集積と遊休農地解消が期待できるほ場整備の未実施地区においての事業の推進
- ・滋賀県中間管理機構が事業主体となって、農地耕作条件改善事業を実施することによる担い手への農地集積の促進
- ・集落営農組織等が事業主体となって畦畔除去や暗渠排水等が実施できる農地耕作条件改善事業制度の啓発と支援
- ・人・農地プランの策定集落の追加と地域リーダーの育成や営農組合の法人化への誘導

4 有害鳥獣被害防止対策の充実

- ・初期に設置した獣害防止柵の補強等に対する補助
- ・獣害防止効果を持続させるために、永続的な獣害防止柵の日常管理への補助
- ・広域的な一斉駆除体制の整備と銃器やわな等によるニホンジカとニホンザルの個体数調整の強化

5 米原地域で農産物等直売所の新設のための条件整備の推進

- ・農業振興と地産地消を推進するために、県、JAレーク伊吹および農産物出荷者との調整を行い、早期の直売所の開設

6 農業委員会組織の体制整備支援と予算確保

- ・農業委員会法改正に伴う事務増加に対応するための人員の確保

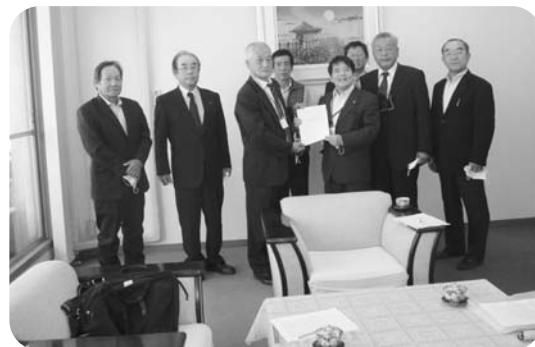
○ 意見交換

農業委員会役員との意見交換の中で、市長から以下の考え方が示されました。

- 1 小規模兼業農家の重要性は十分認識している。農業機械購入補助について検討したい。
- 2 獣害防止柵の設置により、一定の防止効果が出ているのは、地域住民の日常管理が適正に実施されている結果である。今後とも侵入防止効果が持続される施策を考えたい。
- 3 米原地域での直売所の設置を以前から考えている。それを運営するためには、農産物の出荷者の確保や運営主体は誰なのか、また、JAとの連携などについて多方面から検討したい。



意見交換



意見書を市長に提出

全国農地ナビで農地情報が検索できます！

平成26年に施行された改正農地法に基づき、平成27年4月よりインターネット上で農地情報を確認することができる農地ナビが設置されました。この農地ナビは、全国の農地に関する情報を広く公開することで、認定農業者等の担い手の経営規模の拡大や農業への新規参入等を希望する方々に農地情報を提供し、農地利用の促進や集積・集約化を進めることを目的としています。農業委員会が作成している農地台帳の項目のうち、改正農地法で公表することと定められた項目と農地の地図情報を合わせてインターネット上で公表しています。



全国農業会議所 農地ナビ
<https://www.alis-ac.jp/>

この農地ナビは誰でも自由に見ることができます。インターネット上で「農地ナビ」で検索し、農地情報を調べたい県名および市町村名を選択し、見たい農地上の●をクリックすると、その農地の公表項目が表示されます。農業の経営規模の拡大や新規参入等をお考えの方は是非ご利用ください。



食育活動

例年、近江地域の農地をお借りして、おうみとかなんの認定こども園の園児らと食育活動の一環として、さつま芋の植付けから焼き芋までのお手伝いを行っています。ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年6月2日は、農業委員会委員で400株植付け、それまでに、畦畔の草刈や耕起およびマルチシートを敷くなどの準備を行い、植付けから2週間は、当番を決めて散水作業を行いました。一部枯れたため、100株補植をしました。

10月14日にかなん認定こども園児たちが、10月20日にはおうみ認定こども園児たちがさつま芋の収穫体験をしました。最初に農業委員会委員からの説明を受けてから、まず皆で力を合

せてつるを引張って除去し、いよいよ芋の掘り起しとなりました。農業委員会委員は、スコップや鍬で芋が掘り起こしやすいように、芋周辺の土をほぐす作業をし、園児たちは大きな芋を掘り起こすごとに大きな声で、喜んでいました。

11月13日におうみ認定こども園へ焼き芋の応援に行き、半分に切断したドラム缶に、割り木や木片などで炭を作つて、そこへ園児たちがアールミホイルなどで包んださつま芋を、農業委員会委員がドラム缶の中に埋め込み、約30分で焼き芋が出来上がり、園児たちは、園庭で先生や農業委員会委員といっしょにおいしく食べました。これらの一連の食育活動を通して園児たちに食の大切さが少し理解してもらえたかなと思っております。今後とも食育活動には積極的に対応したいと考えています。



最適化推進部会の開催

令和2年度第2回目の最適化推進部会を10月23日に近江公民館で開催しました。7月から委嘱された2期目の農地利用最適化推進委員から、農地利用状況調査の報告を発表後、今後の地域農業の設計図となる「人・農地プラン」について改めて市農政課から説明を受け、また、事務局から令和3年度米原市農業施策に関する意見書の説明を行い、その後意見交換をしました。主な意見としては、

- ・営農組合組織の高齢化が進みいつまで組織が維持できるのか
- ・獣害対策を確実に実施していかないと担い手に農地を耕作してもらえない
- ・小規模兼業農家は、現有の農業機械が動かなくなったら離農する方がほとんどである
- ・畦畔の維持管理に限界を感じている
- ・耕作条件の悪い農地を中間管理機構に出しても引き受けてもらえないと、遊休農地となってしまうことを大変危惧している
- ・遊休農地は今後増加傾向となるので、担当区域内の農地状況や農業者の意向に注視して、少しでも遊休農地を増やさない努力をしないといけない

これらの意見を今後の委員会活動に生かしていきたいと考えています。



農地法 Q&A (よくある質問)

- Q 1. 農地を耕作目的で売買（貸借）したいのですが、どのような手続きが必要ですか。**
- A 1. 耕作を目的に農地を売買（貸借）する場合、農地法第3条の許可申請が必要です。ただし、農地の譲受（借）人は、耕作面積が一定の面積以上あることや、経営農地を全て耕作するなど、いくつかの許可要件を満たすことが必要となります。
- Q 2. 農地転用許可を受けるのに基準はありますか。**
- A 2. 農地転用は、農地法第4条または第5条の許可申請が必要です。許可の基準には、①農地をその営農条件および周辺の市街地化からみて区分し、農地転用許可の可否を判断する立地基準と、②農地転用の確実性や周辺農地等への被害の防除施設の妥当性を審査する一般基準があり、両基準が満たされない場合は許可することが出来ないこととなっています。
- Q 3. 太陽光発電施設を設置する場合、農地転用は必要ですか。**
- A 3. 太陽光発電施設を農地に設置する場合は、農地法第4条または第5条の許可申請等が必要です。
- Q 4. 一時的に資材や車を農地に置く場合、農地転用は必要ですか。**
- A 4. 農地を一時的に資材置場、現場事務所などにして利用する場合は、農地法第4条または第5条の許可申請等が必要です。
- Q 5. 農地法の許可申請書の提出には締切日はありますか。**
- A 5. 農地法の許可申請書は、毎月15日（休日の場合は翌開庁日）に締切日を設けています。

※いずれの場合も事前に農業委員会に御相談ください。

農地賃借料情報

平成21年の農地法改正により、標準小作料が廃止されたことに伴い、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行っております。この情報は、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された賃借料をもとに作成されております。

なお、この情報は拘束力がなく、賃借料決定の参考として提供するものです。実際の契約に当たっては、当事者同士で十分協議して決定してください。

(10a当たり、100円未満四捨五入)

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
山東地域	6,300円	10,000円	3,000円	38
伊吹地域	6,000円	7,000円	1,000円	82
米原地域	5,700円	19,100円	4,000円	340
近江地域	7,200円	12,000円	4,500円	70
(参考) 米原市全域	6,000円	19,100円	1,000円	530

※サンプルとしたデータは、平成31年(2019年)1月から令和2年(2020年)12月までの間に集計したものです。

※データ数は、集計に用いた筆数です。

※賃借料を物納支給(米)としている場合は、集計には含んでいません。

加入要件

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



■少子高齢化時代に強い年金です！

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくく、少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

■保険料は自分で選べ、いつでも見直せます！

保険料は、月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。また、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

■80歳までの保証が付いた終身年金です！

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

■一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます！

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

